

2 現況と課題

1 第一期障害福祉計画期間中の状況

(1) 障害者施策の動向

- 平成 16 年、「障害者基本法」の改正により、「障害を理由とする差別の禁止」が明記され、平成 17 年 4 月には、発達障害者に対して一体的な支援を行う体制整備を図るため、「発達障害者支援法」が施行されました。
そして、平成 18 年 4 月から、身体・知的・精神の 3 障害に関するサービスの一元化や財源基盤の強化等を内容とした「障害者自立支援法」が一部施行、10 月から全面施行されました。
あわせて、平成 18 年 4 月から、精神障害者に対する雇用対策の強化等を内容とする「障害者雇用促進法」が全面施行されています。
- 「障害者自立支援法」成立にあたっては、定率負担や所得保障、障害の範囲などの課題があり、施行後 3 年間を目途に見直しを行うこととされ、現在その検討が行われています。
- あわせて、平成 18 年 4 月に、教育の分野でも、小中学校等における特別支援教育を推進し、障害のある児童生徒等の教育の一層の充実を図るため、学校教育法等の関係法令が改正されています。
- 建築物や交通のバリアフリー化については、平成 18 年 12 月に、高齢者や障害者が移動しやすいまちづくりを一体的に進めるため、「バリアフリー新法」が施行されています。

(2) 区の障害者施策の動向

- 区では、障害者基本法の改正、障害者自立支援法の施行という大きな障害者福祉の転換を受け、平成 19 年 3 月に「練馬区障害者計画」（平成 19 年 4 月～23 年 3 月）を改定するとともに「第一期障害福祉計画」（平成 19 年 4 月～21 年 3 月）を策定しました。
- この計画の中で、①ケアマネジメントによる相談支援の充実 ②区立障害者施設のあり方の検討 ③精神障害者施策の充実 ④障害者就労支援の強化 の 4 点を重点課題とし、障害者施策の推進に努めてきました。
- また、平成 20 年 2 月設置の障害者地域自立支援協議会の機能に、障害者計画・障害福祉計画の進捗状況の把握、確認を加えることにより、着実な計画の推進を図っています。

① ケアマネジメントによる相談支援の充実

- 障害者や家族からの相談に応じ、個々のサービス利用の意向等を踏まえ、適切な支給決定をするとともに、各種のサービスを組み合わせ計画的に利用するために、ケアマネジメントによる相談支援事業を充実させることが求められています。区は総合福祉事務所や保健相談所においてさまざまな相談に対応し、障害者のニーズやアセスメントの実施に取り組んできました。
- さらに、障害者地域生活支援センターを整備することにより、障害者相談支援事業の拡充を図っています。平成 15 年に精神障害者地域生活支援センター「きらら」を設置し、平成 18 年 10 月には障害者自立支援法上の相談支援事業に規定し直すとともに、平成 19 年 11 月に光が丘障害者地域生活支援センター「すてっぷ」を開設しました。また、3 か所目を平成 21 年度に石神井地区に、また 4 か所目を平成 22 年度に大泉地区に開設する予定です。
- 相談支援を中核とした地域の障害保健福祉関係機関のネットワークを構築するため、平成 19 年度に障害者地域自立支援協議会を設置しました。

② 区立障害者施設のあり方の検討

- 区は、これまで福祉園、福祉作業所をはじめ、さまざまな障害者施設を建設し運営してきました。これらの施設は平成 24 年 3 月までに障害者自立支援法に基づく事業に移行させることになっています。
- このうち、平成 18 年 10 月に白百合福祉作業所が就労継続支援 B 型事業に、豊玉障害者地域生活支援センターを相談支援事業および地域活動支援センター I 型に、谷原フレンドを地域活動支援センター II 型に移行させました。また平成 19 年 4 月には貫井福祉工房を就労移行支援事業に移行させました。さらに、平成 21 年 4 月に、7 福祉園を生活介護事業に、大泉福祉作業所と北町福祉作業所を就労継続支援 B 型事業に、かたくり福祉作業所を就労継続支援 B 型事業および就労移行支援事業に移行させる予定です。
- また、福祉園においては重度・重症化する利用者への対応として、都の「重症心身障害者通所事業」の活用等により、医療的ケアの対応に当たっています。
- 障害児支援については、心身障害者福祉センターにおいて、障害児の早期発見、早期療育に関する相談や療育事業を実施しています
さらに、その機能を強化するために、心身障害者福祉センターの実績を踏まえて、(仮称) こども発達支援センターを整備することとしています。

③ 精神障害者施策の充実

- 精神障害者の施策については、長い間医療施策の中で進められ、平成7年の精神保健福祉法の改定によって障害者としての位置づけが明確になりました。しかし、支援費制度では精神障害者はその対象に入らず、他の障害と比べて福祉施策の対応が遅れてきました。
- 障害者自立支援法の施行により、立ち遅れていた精神障害者へのサービスの拡充を図ることが求められています。区は、これまでも保健相談所が精神障害者に対する相談やデイケア事業を実施し、地域における主要な役割を担うとともに、平成15年に精神障害者地域生活支援センター「きらら」を開設し、相談支援の拡充を図ってきました。

また、平成20年度に精神障害者の支援に関わる専管組織を設置するなど、区の組織を整備し、各関係機関との連携の強化を図りました。
- 社会的入院といわれる、地域での受け入れ条件が整えば退院可能な精神障害者の地域移行は、重要な施策に位置づけられています。区では、平成20年度から保健相談所で退院促進事業を実施しました。さらに事業を充実するとともに日中活動の場の再編や居住の場の整備を進めることが必要です。

④ 障害者就労支援の強化

- 区ではこれまでも、平成2年に練馬区障害者就労促進協会を、また平成16年には貫井福祉工房を設置するなど、障害者の就労支援に取り組んできました。

練馬区障害者就労促進協会は平成18年に組織の強化を行い、精神障害者への支援に対応できるよう体制を整備しました。
- また、障害者就労支援ネットワーク会議等を活用し、施設、行政、ハローワーク、企業等が連携し就労支援に関する区内ネットワークが形成され、区全体の就労支援の向上に向け取り組んでいます。中でも、障害者雇用促進法の改定を一つの契機として、精神障害者の就労意欲は大きな高まりを見せています。
- 一方、区内企業においては、短時間雇用などの多様な働き方への協力が生まれ、民間作業所においては、就労移行支援事業等を通して就労支援が進んでいます。
- なお、区としても、平成20年4月より、初めての知的障害者雇用を行いました。職務を通しながら働く力を培い、一般企業への就労につなげていくものです。

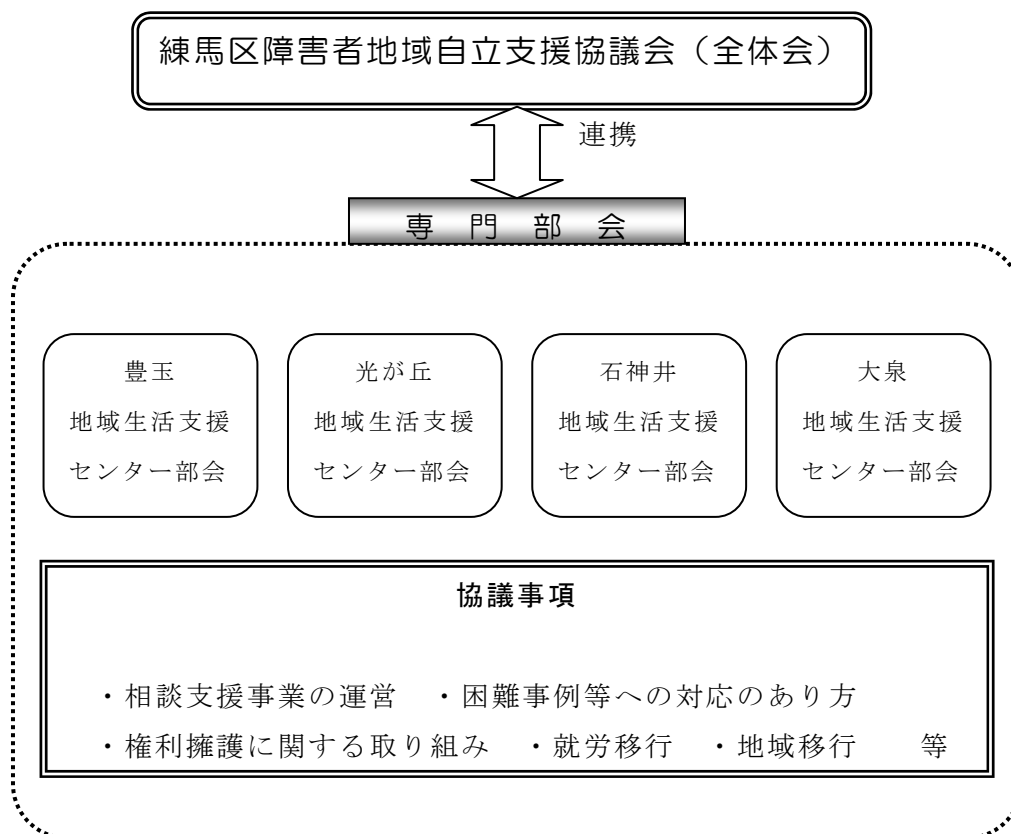
(3) 障害者地域自立支援協議会

- 自立した日常生活または社会生活を営むことができる地域社会を構築するため、相談支援事業をはじめとする地域の障害保健福祉関係機関等が連携し、情報の共有および協働を図るための方策を協議する場として、平成 20 年 2 月に設置されました。
- また、平成 20 年度には、一層の相談支援事業の充実を図るため、地域ごとに専門部会を設置しました。地域での個別の課題について協議・検討を行い、障害者地域自立支援協議会に提案・報告することとしています。

① 全体会の主な協議事項

- 相談支援事業の運営に関すること
- 相談支援事業の調整に関すること
 - ・ 地域の関係機関によるネットワークの構築に関すること
 - ・ 困難事例等への対応のあり方に対する協議、調整に関すること
 - ・ 権利擁護に関する取り組みに関すること
- 障害者施策に関すること
 - ・ 障害者計画の進捗状況の把握、確認に関すること

②全体会と専門部会との関係



③ 実施時期と内容

回数	開催日	障害者計画・障害福祉計画関係
第1期 第1回	平成20年2月7日	障害者計画・第一期障害福祉計画の進捗状況
第1期 第2回	平成20年9月4日	第一期障害福祉計画の検証および第二期障害福祉計画策定への意見・要望について
第1期 第3回	平成21年1月29日	第二期障害福祉計画素案について

(4) 障害者計画の進捗状況

区は、平成 15 年に策定した「練馬区障害者計画」に基づき、計画の前期では、施設整備に重点をおいた取り組みをしてきました。

平成 15 年度には、「貫井福祉園」および「貫井福祉工房」、また、精神障害者のための「地域生活支援センター」を整備しました。

平成 16 年度には、知的障害者のためのデイサービス「谷原フレンド」を整備しています。

これらにはいずれも、指定管理者制度をいち早く取り入れ、民間活力の導入を図っています。

また、あわせて、民間による知的障害者入所更生施設や通所授産施設も開設されています。

これらの施設は、事業再編により障害者自立支援法に基づく事業へ移行することが求められており、既存の施設とともに、施設の有効活用を図ることが必要です。

一方、在宅サービスについては、「支援費制度」が開始されたことにより、目標値を大幅に上回る結果となっており、「ホームヘルプ」や「ガイドヘルプ」などのサービスが短期間で拡大された状況がみられます。

平成 17 年度には、民間事業者によるグループホームの整備が集中的に進みました。

また、権利擁護センターの開設など、障害者の人権を守る仕組みが整備されてきています。

練馬区障害者計画における主要事業の進捗状況

事業名	15年度	16年度	17年度	旧22年度目標
1 地域生活の支援				
デイサービス	1か所	2か所 (知的デイ整備 1か所)	2か所	整備 4か所
ホームヘルプサービス	延べ 7,166人 462,627.5時間	延べ 9,013人 529,808時間	延べ 9,235人 538,991.5時間	436世帯 136,004時間
ガイドヘルプサービス	視覚 延べ 1,347人 知的 延べ 293人	視覚 延べ 1,604人 知的 延べ 634人	視覚 延べ 1,723人 知的 延べ 1,627人	
短期入所	5床	11床 (やすらぎの社 6床開設)	11床	整備 10床
心身障害者地域自立生活支援事業	-	-	検討	事業実施 2か所
入浴サービス	巡回入浴 実74人 延べ 2,095回 施設 1か所	巡回入浴 実77人 延べ 2,324回 施設 1か所	巡回入浴 実81人 延べ 2,346回 施設 2か所	施設 4か所
日常生活用具の給付	386件	463件	423件	396件
手話通訳者の派遣	派遣回数 1,021回	派遣回数 1,175回	派遣回数 1,110回	
情報バリアフリー化	-	インターネット申込み受付 (電子申請システム開始)	同左	
難病患者の支援	ホームヘルプ 4世帯 延べ 255時間 日常生活用具 4件	ホームヘルプ 8世帯 延べ 1,269時間 日常生活用具 10件	ホームヘルプ 8世帯 延べ 1,098時間 日常生活用具 14件	ホームヘルプおよび日常生活用具給付事業の実施
福祉園(通所更生施設)	7か所 (福祉園1か所開設)	7か所	7か所	8か所
福祉作業所(通所授産施設)	区立 4か所	社会福祉法人整備1か所 法内移行1か所 区立 4か所	社会福祉法人2か所 区立 4か所	区立施設の改築 1か所
民間作業所への支援	授産事業 8か所 (新規補助対象 1か所) 小規模通所授産 1か所	授産事業 7か所 (法内移行1か所) 小規模通所授産 1か所	授産事業 7か所 小規模通所授産 1か所	
重症心身障害者通所施設	区立受入れ 1か所	区立受入れ 1か所	区立受入れ 1か所	充実
グループホーム(生活寮)	区型生活寮 2か所14人 知的グループホーム10か所 (2か所8人開設)	区型生活寮 2か所14人 知的グループホーム11か所 (1か所4人開設)	区型生活寮2か所14人 知的グループホーム15か所 (4か所22人開設)	民間団体の整備促進 区立生活寮の改築1か所
入所施設	施設整備費補助 知的更生 16床 身体療護 9床	施設整備費補助 知的更生 55床 (39床開設) 身体療護 9床	施設整備費補助 知的更生 55床 身体療護 9床	
住宅設備改善費の助成	86件	76件	63件	128件
住宅修築資金融資あっせん	8件	11件	7件	98件
住宅のあっせん (不動産店の紹介)	0件	事業廃止	-	
障害者居住支援制度 (身元保証制度)		事業開始	実施	
地域での救助態勢整備	区民防災組織 396組織	区民防災組織 397組織	区民防災組織 401組織	区民防災組織 600組織⇒450組織
防災訓練・講習会	聴覚障害者合同訓練 (光/小)	障害者合同訓練 (大泉小)	聴覚障害者合同訓練 (開進二中)	各地域で実施
2 精神障害者施策の充実				
精神保健相談	延べ 20,958件	延べ 22,463件	延べ 22,899件	
デイケア (社会復帰訓練事業)	291回 延べ 2,847人	285回 延べ 2,615人	285回 延べ 2,256人	
共同作業所	共同作業所 7か所 小規模通所授産 3か所	共同作業所 16か所 小規模通所授産 4か所 (共同作業所の移行1か所)	共同作業所 16か所 小規模通所授産 4か所	
社会適応訓練	6か所	10か所	11か所	10か所
精神障害者地域生活支援センター	1か所開設	1か所	1か所	2か所
ホームヘルプサービス	66世帯 延べ 4,081時間	74世帯 延べ 6,198時間	121世帯 延べ 6,776時間	110世帯 延べ 17,160時間
グループホーム	7か所 33人 (1か所 4人開設)	7か所 33人	7か所 33人	

事業名	15年度	16年度	17年度	1822年度目標
3 就労の促進				
職場定着指導員の派遣	418回	467回	560回	
職業事前準備訓練事業 (ワークルूम)	年2回 就労者 10人	年2回 就労者 15人	年2回 就労者 13人	
福祉的就労から一般就労への 移行促進	福祉工房 1か所開設	1か所 就労者 3人	1か所 就労者 9人	整備1か所
就労の場の拡大	区立施設 5か所	区立施設 7か所 (区役所地下売店、 高齢者センター喫茶)	区立施設 7か所	設置促進
精神障害者の雇用促進	0人	就労促進協会事業 3人(再掲)	地域生活支援センター事業 2人	
4 障害の早期発見と地域リハビリテーション体制の充実				
健康診査後のフォロー	1歳6か月児健診心理 経過観察 96回 延べ1,967件	1歳6か月児健診心理 経過観察 84回 延べ2,139件	1歳6か月児健診心理 経過観察 84回 延べ2,000件	
幼児教室	運営費助成 2か所	運営費助成 2か所	運営費助成 2か所	
中村橋福祉ケアセンターの 機能拡充		改修工事(空調設備・耐震補強 等)終了		
地域リハビリテーション (中途障害者コース)	延べ169人	延べ115人	延べ159人 (18年度より廃止)	
地域リハビリテーション (地域生活支援セミナー)	地域生活セミナー 延べ90人 難病コース 延べ35人 言語コース 延べ90人	スポーツセミナー 延べ25人 言語コース 延べ117人	スポーツ体験会 延べ13人 言語コース延べ109人	地域生活セミナー 延べ120人 難病コース 延べ30人 言語コース 延べ45人
リハビリテーション相談	延べ874人	延べ602人	延べ918人	
5 保育・教育・学習の充実				
障害児保育(保育園)	区立58園 161名 私立14園 45名	区立58園 171名 私立13園 43名	区立57園 177名 私立13園 43名	区立 177名
障害児保育 (学童クラブ)	65クラブ 104名	68クラブ 105名	73クラブ 116名	190名
障害児教育(小中学校)	心身障害学級 小学校 19学級 (言語障害学級1校新設) 中学校 9学級	心身障害学級 小学校 20学級 (知的障害学級1校新設) 中学校 9学級	心身障害学級 小学校 21学級 (情緒障害学級1校新設) 中学校 9学級 特別支援教育あり方検討会設置	
心身障害者青年学級	47回 在籍219人	47回 在籍220人	47回 在籍226人	
放課後活動等の推進	区助成対象 2か所	区助成対象 2か所	区助成対象 3か所 (新規対象1か所)	
図書館サービス	録音資料、点字資料、布の絵 本の貸出、対面朗読	同左	同左 外出困難障害者図書郵送サー ビス開始	
スポーツ施設整備	体育館6か所	6か所 基本構想・基本設計1か所	6か所 実施設計1か所	7か所 (体育館建設1か所)
6 福祉のまちづくりの推進				
普及・啓発活動		福祉のまちづくり活動記録集発 行	福祉のまちづくりシンポジウ ム開催	
練馬区福祉情報地図 (やさしさ情報ねりまっぷ)	西部地区版作成 駅マップ練馬作成			
道路の整備・改善	歩道新設 1路線 歩道改善 22か所	歩道新設 1路線 歩道改善 19か所	歩道改善 15か所	
公園の整備・改善	大規模公園新設 2か所 公園新設 1か所	公園新設 1か所 改修 1か所	公園新設 2か所 改修 3か所	
公共交通機関の整備・改 善	上石神井駅整備	武蔵関駅整備		
「交通バリアフリー法」 に基づく基本構想の作成	中村橋駅周辺交通バリアフ リー基本構想		事業計画案の作成	
福祉のまちづくりの総合 的な計画の作成		策定委員会設置	総合計画策定	
7 サービスの向上と推進体制の整備				
保健福祉サービスに関する 苦情対応のための第三 者機関の設置	保健福祉サービス苦情調整委 員を設置		権利擁護センター開設	保健福祉サービス苦情調整委 員の設置
成年後見制度の普及		成年後見専門相談開始	権利擁護センター開設	権利擁護センターの開設
NPOなどの団体との協働 の推進と支援	非営利地域福祉活動補助 6団体	非営利地域福祉活動補助 7団体	非営利地域福祉活動補助 6団体	
地域交流の推進	福祉デー 年2回 参加者 4,071人 ふれあいバザール・ 障害者フェスティバル・ 合同運動会の実施	福祉デー 年2回 参加者 2,544人 ふれあいバザール・ 障害者フェスティバル・ 合同運動会の実施 町会・商店会との交流	福祉デー 年2回 参加者 3,684人 ふれあいバザール・ 障害者フェスティバル・ 合同運動会の実施 町会・商店会との交流	

(5) 第一期障害福祉計画の進捗状況

① 障害福祉サービス

※ サービスの支給量＝上段は計画目標値、下段は実績値

サービス名		18年度	19年度	20年度
居宅介護	人/月	520 495	580 525	620 568
	時間/月	14,248 13,221	15,094 12,508	15,658 12,563
重度訪問介護	人/月	97 92	99 97	101 98
	時間/月	30,473 31,786	31,109 32,624	31,475 33,287
行動援護	人/月	0 0	4 0	6 1
	時間/月	0 0	148 0	226 6
重度障害者等包括支援	人/月	0 0	3 0	4 0
	時間/月	0 0	1,302 0	1,736 0
短期入所	人/月	70 62	81 74	93 80
	日数/月	512 463	576 616	628 657
児童デイサービス	人/月	85 75	85 82	85 95
	施設入所支援	28 19	50 29	92 50
共同生活介護	人/月	45 47	55 63	65 82
	共同生活援助	90 86	110 96	130 102
療養介護	人/月	6 4	6 5	6 6
	生活介護	24 26	60 58	102 184
自立訓練(機能訓練)	人/月	0 0	2 1	4 1
	自立訓練(生活訓練)	4 3	4 9	4 13
就労移行支援	人/月	5 1	31 40	77 52
	就労継続支援A型	1 1	1 4	11 25
就労継続支援B型	人/月	41 42	256 254	451 315
	サービス利用計画作成	0 0	20 0	40 0

② 地域生活支援事業

【必須事業】 ※ サービスの支給量＝上段は計画目標値、下段は実績値

サービス名		18年度	19年度	20年度	
(ア) 相談支援事業					
障害者相談支援事業	設置数	1	2	3	
		1	2	2	
地域自立支援協議会	設置数	0	1	1	
		0	1	1	
(イ) コミュニケーション支援事業					
手話通訳者派遣事業	件数/年	600	1,900	2,000	
		1,256	2,275		
要約筆記者派遣事業	件数/年	0	50	100	
		0	126		
(ウ) 日常生活用具給付事業					
介護・訓練支援用具	件数/年	29	60	62	
		8	55		
自立生活支援用具	件数/年	67	139	144	
		47	152		
在宅療養等支援用具	件数/年	32	69	74	
		29	60		
情報・意思疎通支援用具	件数/年	85	181	191	
		53	209		
排泄管理支援用具	件数/年	3,217	6,756	7,094	
		1,866	4,052		
居宅生活動作補助用具	件数/年	90	100	100	
		2	29		
(エ) 移動支援事業		人数/月	411	452	493
		511	504		
		時間/月	9,996	10,266	10,779
		6,113	11,618		
(オ) 地域活動支援センター機能強化事業					
地域活動支援センターⅠ型	設置数	1	1	2	
		1	1	1	
地域活動支援センターⅡ型	設置数	1	1	1	
		1	1	1	
	人/月	27	30	32	
		27	27		
地域活動支援センターⅢ型	設置数	0	0	0	
		0	0	0	
	人/月	0	0	0	
		0	0	0	

【その他事業】

※ サービスの支給量＝上段は計画目標値、下段は実績値

サービス名		18年度	19年度	20年度
訪問入浴サービス	件数/年	2,793	2,905	2,942
		2,178	2,371	
知的障害者職親委託制度	人/年	1	1	1
		1	1	
更生訓練費給付事業	件数/年	28	34	34
		90	246	
施設入所者就職支度金給付事業	人/年	1	2	2
		0	1	
日中一時支援事業	人/月	16	18	30
		24	15	
	日数/月	70	79	168
		83	61	
生活サポート事業	人/月	0	5	8
		0	0	
	時間/月	0	50	80
		0	0	
自動車運転免許取得助成事業	件数/年	5	7	7
		9	4	
自動車改造費助成事業	件数/年	10	10	10
		9	14	

2 第一期障害福祉計画の課題

(1) 区民意見や要望の把握

- 国の基本指針等に基づき、障害者団体ヒアリングを実施し、郵便、電子メールによる個人意見の募集を行うなど、計画に盛り込むべき項目や内容について、障害者団体や区民の方々から意見、要望をいただき、区民ニーズの把握を行いました。(巻末資料参照)
- また、施設サービスを運営している区内事業者への調査やヒアリングもあわせて実施しています。
- さらに、障害者地域自立支援協議会と連携し、第一期障害福祉計画の検証および第二期障害福祉計画策定への課題等の検討を行いました。

① 障害者団体ヒアリング

- 【対象】 障害者団体、特別支援学校 PTA、障害者施設連絡会等 17 団体
- 【実施時期】 平成 20 年 9 月 16 日～12 月 3 日
- 【実施方法】 意見・要望書とこれに基づくヒアリング

② 事業者ヒアリング

- 【対象】 通所事業所、グループホーム、入所施設等 37 団体
- 【実施時期】 平成 20 年 7 月 31 日～9 月 10 日
- 【実施方法】 アンケートおよびこれに基づくヒアリング

(2) 団体ヒアリングからの課題

団体ヒアリングは、「改定練馬区障害者計画」「第一期障害福祉計画」策定時に引続き実施し、課題の把握を行いました。

今回は、各サービスが定着してきている状況の中、サービスの質や地域生活といった観点からのご意見が、より多くなってきており、次のような課題があげられました。

- 「地域で自立した生活を送る」ためには、必要なサービス量を整備するだけでなく、それぞれの障害特性や状況に対応できる、質の高いサービスを提供することが必要です。

サービスの質を高める取り組みとして、事業者や事業従事者を対象として、区の主導による研修会の実施や、事業者からの相談などに対応できる仕組みづくり、人材の確保のための方策に取り組んでいただきたい。

- また、個別のサービスを整備すると同時に、地域にあるサービスを組み合わせ、地域生活を支えていく仕組みづくりが必要です。

そのためには、相談支援事業の充実や保健、福祉、医療、企業等の連携が重要であり、地域で障害者を支えていく体制づくりと、地域や企業等に対して、障害者理解を深めていくことに取り組んでいただきたい。

- 地域生活支援事業は、地域の特性等を考慮して自治体が柔軟な対応をとれることから、より使いやすく、また、家族の負担の軽減といった観点からもサービスの充実を図る必要があります。

- 就労支援の強化に取り組んでいただきたい。

練馬区障害者就労促進協会の機能強化や就労移行支援事業所等の就労準備訓練の充実が必要です。

また、障害者雇用の理解促進、特に区や区内企業における雇用の拡大に取り組んでいただきたい。

福祉的就労については、利用者工賃の増額に向けた取り組みが必要です。

(3) 事業者ヒアリングからの課題

区内にある通所、入所の施設、グループホーム・ケアホーム、事業者団体に対して、事前のアンケート調査や新事業体系移行についてのヒアリングを実施し、次のような課題があげられました。

- 未移行施設のうち、小規模通所事業所では定員の確保と受入れのための設備を整えることが必要です。

また、入所施設においては、現在利用している方の障害程度区分が不明な場合が多いことから、事業の選択が難しくなっています。

区と事業者が連携しながら、利用者ニーズなどにあわせ事業移行を進めることが必要です。

- 既に法内事業体系に移行した事業所は、日払い方式からくる運営費の減収や職員の確保といった課題があります。

特に精神障害者を対象とする事業所は、運営費の確保のために施設定員以上の利用者の受入れや開所日の増を行っても、障害状況から出席率が低い場合が多く、経営的には依然厳しい状況であるという声が多く上がっています。

- また、欠席利用者に対しては、電話連絡や家庭訪問、通院同行等の支援を行っているため、事業所の負担は大きくなっています。

- これまで精神障害者を対象とする事業所は、日中の居場所から福祉的就労、一般就労といった幅広いニーズを持った利用者を受入れてきたことから、今後は機能を明確にし、利用者ニーズにあった支援を行うことができるように、施設体系を整備することが必要です。

- 居宅支援サービスや移動支援を行う事業所からは、報酬額の低さから職員の確保や経営的に厳しいという声が聞かれています。

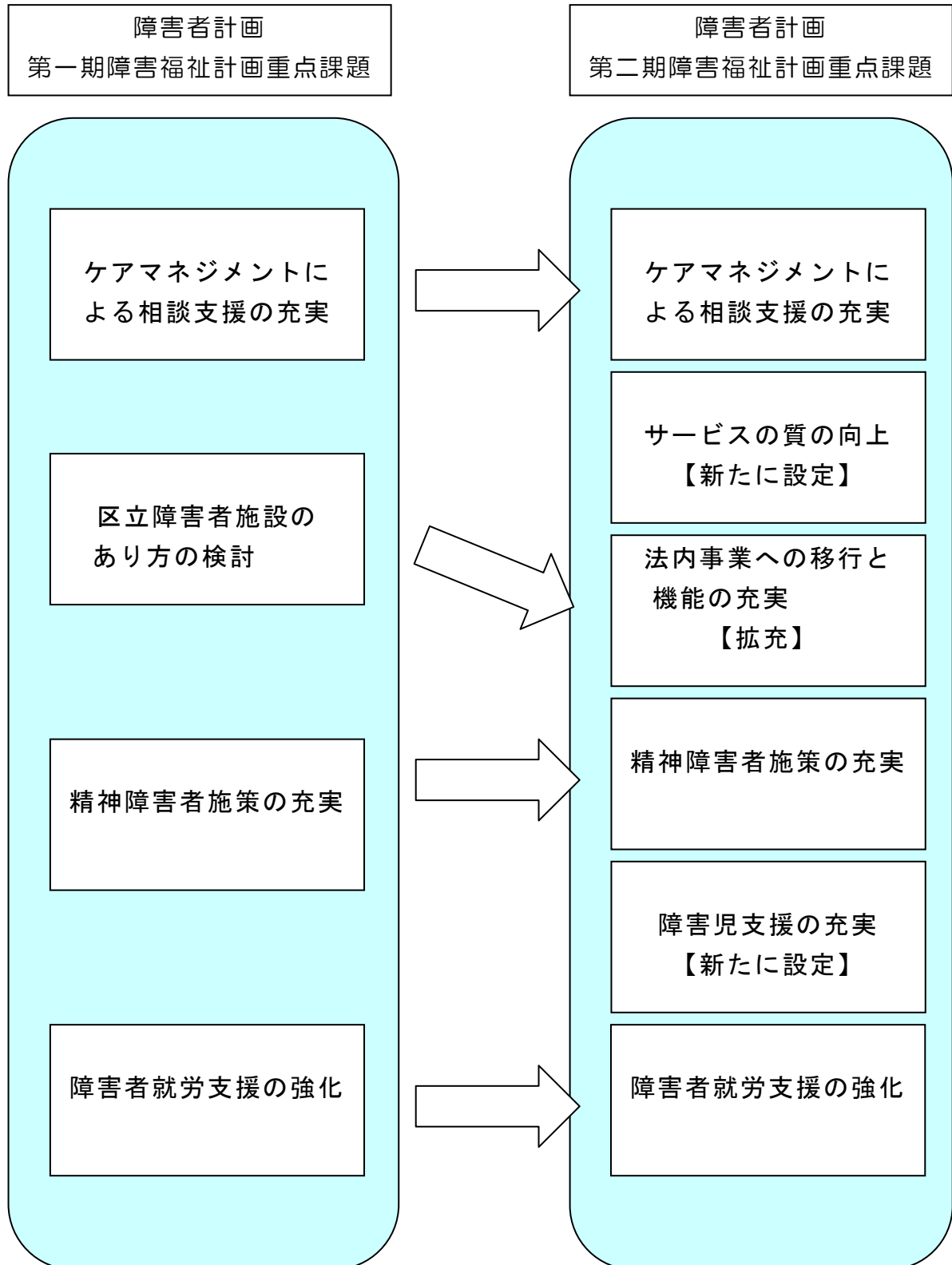
また、通学介助など、サービス提供時間が短い上に、利用時間帯が多くの利用者の中で重なることがあり、これに対応できる人員の確保が難しい状況も出ています。

- また、報酬請求事務が煩雑であり、事務職員を雇用することが難しい、多くの小規模事業所にとって、職員の負担が大きくなっています。

3 第二期障害福祉計画策定の課題

障害者計画・第一期障害福祉計画では、4つの重点課題を設定し、自立し安心して暮らしていける社会をめざして、施策を進めてきました。

今後も、これらの重点課題に取り組むとともに、第二期障害福祉計画策定を進める中で、新たに2つの重点課題を加えることと1つの重点課題を拡充することで、さらなる施策の充実を図ります。



(1) ケアマネジメントによる相談支援の充実

- ① 障害者の総合相談窓口と地域拠点機能
- ② 専門性の高い相談支援
- ③ ライフステージに応じたケアマネジメント

相談支援事業では、障害者や家族などからの相談に応じ、必要な情報提供および助言や福祉サービス事業者等との連絡調整などを行うとともに、アセスメントをとおして利用者の課題分析を行い、福祉サービス利用の意向などから「サービス利用計画」を作成することで、さまざまな福祉サービスや社会資源を組み合わせ、計画的にサービスを提供することとしています。

この、地域生活へのニーズと、これに必要な福祉サービスや社会資源を適切に結びつけていく手法がケアマネジメントです。

- ① 区では、これまで、総合福祉事務所や保健相談所において、障害者のさまざまな相談に対応してきたことに加え、障害者の総合相談窓口としての障害者地域生活支援センターを平成 22 年度までに 4 か所整備することで、相談支援の充実を図っています。

一方では、何か困ったこと、生活面でのことなど、どこで相談にのってくれるのかわからないという声も、まだ聞かれます。相談支援の体制整備や機能充実を図るとともに、相談支援について広く区民に知っていただく取り組みが必要です。また、窓口やセンター内での相談だけでなく、地域に出向いての相談支援や身体・知的障害者相談員等地域で活動されている方々との結びつきを強化し、さまざまな側面から支援を行う必要があります。

- ② 今後は発達障害者、高次脳機能障害者、中途障害者への専門的な相談支援の充実が必要です。コミュニケーションが取りにくかったり、周囲の障害理解が不十分な中で、適切に対応することが求められています。また、いわゆる触法障害者への対応という、新たな課題も生まれています。

- ③ 障害者の地域での自立生活を進めていくためには、グループホームなどの個別のサービスを整備するとともに、その方の将来設計を見通しながら、適切なサービスを組み合わせる必要があります。また、入所施設や精神科病院からの地域移行を進めていくためにも、ケアマネジメントはとて有効な手法であり、相談支援事業の充実を図る必要があります。

療育・医療機関や教育、就労支援機関等、ライフステージなどに応じた必要なサービスを適切に利用できるための支援が求められています。

(2) サービスの質の向上

- ① 適切なサービス提供とモニタリングの実施
- ② サービス提供事業者への支援
- ③ 福祉人材の確保・育成支援

障害福祉サービス等の支給実績は、概ね第一期障害福祉計画の目標値通りとなっていますが、3障害一元化でのサービス提供となったことなどから、さらに障害状況等に応じた質の高いサービス提供を行う必要があります。

また、障害者自立支援法における各サービスは、介護や訓練といった機能別に分類されています。

- ① そのため、就労移行支援事業所においては、障害者の就労のニーズに対して就労支援の機能を強化し応えていく必要があります、就労継続支援事業所においては、利用者工賃の増額へのニーズに対し、増額を図って応えていくなど、そのサービス機能に応じた取り組みが求められます。

現在、障害者自立支援法の見直し作業が進められています。その中で、「サービス利用計画」については、サービス利用が障害者のニーズなどに適合しているかどうか、一定期間ごとに見直す「モニタリング」の実施が検討されています。

「モニタリング」の考え方は、全てのサービスに共通する重要な要素です。提供したサービスが障害者のニーズなどに合っているかということ、地域生活を支えていくという視点を加え見直すことが必要です。

- ② 区では、事業者間で情報交換や事例検討などを行うことで、事業者自らサービスの質を高めていく取り組みである、「(仮称) 障害福祉サービス事業者連絡会」設立に向けた支援を行っています。

さらに、必要な情報を適宜提供するなど、事業者との連携強化を図っていくとともに、事業者自らが行うサービスの質を高めるための研修会や第三者評価の実施について、その経費の助成を行うなどの支援を行うことが重要です。

- ③ また、精神障害や知的障害、高次脳機能障害等の障害特性に対応するためのサービス従事者研修の実施や、福祉サービス従事希望者のための就職相談会の実施、ホームヘルパー資格取得のための助成など、多くの方が福祉サービスに従事しやすい仕組みの構築に、区が主体的に取り組む、福祉人材の確保・育成支援を図ることが必要です。

(3) 法内事業への移行と機能の充実

- ① 法内事業への円滑な移行
- ② 多様なニーズに応えられるサービス整備
- ③ 区立障害者施設のあり方の検討

障害者計画・第一期障害福祉計画では、「区立障害者施設のあり方の検討」として重点課題に位置づけていたものを、区立施設とともに民間事業所も含めた形で課題設定を行いました。

障害者自立支援法では、平成 23 年度末までに法内事業体系に移行することとしています。そのため、平成 20 年 3 月までに、既に民間通所施設の 1 / 3 が就労継続支援事業等の法内事業に移行しています。

- ① 一方で、小規模通所事業所においては、利用者の確保や設備等の理由で、入所施設においては、現入所者の障害程度区分等の関係で適切な移行先の選択が難しいとの理由で、法内事業体系移行が進んでいない状況もあります。
このため、区と施設とが連携を密にし、利用者のニーズや施設の移行計画等を踏まえ、円滑な移行をめざし取り組んでいく必要があります。
- ② 障害者自立支援法に規定する障害福祉サービスは、介護と訓練（自立・就労）に大きく分けられており、障害者ニーズに応えるべく機能を発揮していますが、一方で、退所・退院直後の方や家庭に引きこもりがちな方にとっては、利用しにくい状況があります。そのため、安心して通える場（日中の居場所）での経験を積み重ね、徐々に自信を培って就労系サービスの利用につながっていくといった、サービスの流れを作っていく必要があります。このような方々の地域生活を支えるためには、機能訓練・生活訓練事業所や日中の居場所を整備することが求められており、事業者等に働きかけていく必要があります。
また、精神障害者を支援対象とする就労移行支援事業所は区内に不足しています。
これらの区内に不足するサービスを整備し、身近な地域で障害者のニーズに応じていく体制を整える必要があります。
- ③ 区立福祉園・福祉作業所は、平成 21 年 4 月に生活介護事業、就労移行支援事業、就労継続支援事業に移行する予定です。サービスの充実を図るとともに、地域の福祉拠点としての機能強化を進める必要があります。
また、指定管理者制度、(仮称) こども発達支援センターの整備を進めていくことなどを通し、さらに区立施設として充実を図る必要があります。

(4) 精神障害者施策の充実

- ① 退院可能精神障害者の地域移行
- ② 地域生活を支える支援体制の整備

精神障害者の施策については、長い間医療施策の中で進められ、支援費制度でもその対象に入らず、他の障害と比べて福祉施策の対応が遅れてきました。障害者自立支援法の施行により精神障害者もサービスの対象となり、立ち遅れていたサービスの拡充が求められています。

- ① 社会的入院といわれる、受入れ条件が整えば退院可能な精神障害者の退院促進は重要な施策と位置づけられています。区では、平成20年度より保健相談所による「退院促進・地域生活支援事業」を実施するとともに、庁内に「練馬区退院促進検討会」を設置して、退院促進の推進を行っています。

さらに、障害者地域生活支援センター「きらら」が行う「退院促進事業」も含め関係機関が連携を図りながら、入院者の退院に向けた取り組みを進めることが必要です。

- ② 入院者に対する退院のための支援とともに、精神障害者が地域生活を安定して継続的に送れるように、居住の場や日中活動の場を整備していくことが求められています。このことは現在地域生活を送っている方に対する支援としても必要なものです。

また、地域生活を支えるうえで、居宅系、居住系、日中活動系等の各サービスや地域の社会資源をその人のニーズに合わせ、組み合わせることが重要です。そのためには、各関係機関が連携を拡大・強化しながら、ケアマネジメント手法の導入等により、一人ひとりのニーズにあった支援を充実させていくことが求められています。

(5) 障害児支援の充実

- ① (仮称) こども発達支援センターの整備
- ② 継続的な支援の充実
- ③ 家庭生活を支えるサービスの整備

区では現在、(仮称) こども発達支援センターの設置に向け準備を進めています。これは、発達に心配のある子や障害児とその家族に対して、地域と連携しながら適切な支援を実施し、地域に暮らす親子を支えていくためのものです。

自立支援法に規定された障害児サービスとしては、療育を目的とした児童デイサービスと、見守りや家族の一時的な休息のためのショートステイや日中一時支援事業があり、法外の事業として、幼児教室や緊急一時保護を実施しています。

また、保育園や学童クラブでも障害児を受入れ、集団保育や放課後受け入れ事業を実施しています。

- ① (仮称) こども発達支援センターの機能としては、相談機能、診察、通所等による発達支援、保育園や特別支援学校等との連携、保護者への情報提供や保護者同士の交流などの地域支援が想定されます。

今後は、(仮称) こども発達支援センターの機能を確定していく中で、さらなる障害児支援の充実を図っていく必要があります。

- ② 障害児支援の充実を図るためには、乳幼児健診や保育現場での「気づき」などを含めた障害の早期発見と早期の適切な発達支援、就学前の児童デイサービスや保育園等での障害児保育、学童期の放課後事業、卒業・青年期の地域生活支援といった、ライフステージに応じた支援を行っていく必要があります。

また、就学時、進学時、卒業時などの大きく環境が変わる時に支援が細切れにならないよう、(仮称) こども発達支援センター、子ども家庭支援センター、障害者地域生活支援センター、特別支援学校等の各機関が連携しながら、将来の地域生活を見据え、継続的な支援を行っていく必要があります。あわせて、支援を支える重層的な相談支援体制を構築していくことが求められています。

- ③ 一方で、障害児をもつ保護者の要望としては、放課後における受入れ施策や夏休みなどの長期休暇中の支援の充実、保育園や学童クラブでの受入れが難しい障害の重いこどもへの対策の充実があがっています。また、緊急時の受入れ体制の整備や中高生の放課後対策といった課題もあります。

今後は、児童デイサービスと日中一時支援事業の役割を整理するとともに、緊急一時の拡充を行うことで、必要なサービスを提供していく必要があります。

(6) 障害者就労支援の強化

- ① 就労と生活面のマネジメント
- ② 定着支援、企業支援の強化
- ③ 就労支援ネットワークの強化

障害者雇用促進法の改正、就労支援の抜本的強化をうたった障害者自立支援法の施行等により、障害者求人・求職は大きな伸びを見せています。

第一期障害福祉計画策定時（平成18年6月調査）に全国の障害者雇用率（56人以上規模の民間企業）が1.52%だったのが、現在（平成20年6月調査）では1.59%に向上しています。（法定雇用率は1.8%）

区においても、練馬区障害者就労促進協会や就労移行支援事業所、福祉作業所、共同作業所等での取り組み、特別支援学校での職業教育の充実等をとおし、障害者の就労実績は着実な伸びを見せています。

- ① 就労実績の伸びとともに、生活面での支援が必要な場合が増えていています。これは、特例子会社の設立などにより、比較的重度の方の就労が容易になってきたことや、精神障害者の就労が伸びたこと、さらには、家族の高齢化等に伴い家庭における本人を支える力が弱まっているといったことなどに起因しています。

生活面が安定していない場合、さまざまな面で就労や就労継続に影響が出る可能性があり、就労・生活の両面から障害者を支える必要があります。

- ② 就労後の定着を強化するために、障害者地域生活支援センターや総合福祉事務所、保健相談所が連携しながら、その方の生活全般を見通して支援を組み立てていくことが必要です。

また、仕事帰りや休日に働く仲間同士で集まり、仕事や将来のことなどを語り合う場（たまり場）も職場定着のために重要な機能であり、拡充が必要です。

一方、障害者への支援とともに、障害者を雇用する側の企業への支援も重要です。雇用管理に不安を感じる企業へ、それを解消するための支援や、多数障害者を雇用する企業へは、その適正な評価を行っていく必要があります。

障害者と企業との橋渡しを行うジョブコーチの役割も一層重要となります。

- ③ 今後も、各機関が就労支援の機能を十分に発揮し、また、高めていくことで、「働きたい」という障害者の意向に応えていくことが必要です。そして、障害者を雇用する企業との連携をさらに強化していくことが必要です。

これには、区内の就労支援ネットワークをさらに強化していく必要があり、その中心的な役割を練馬区障害者就労促進協会が担っていく必要があります。

施策体系

障害者計画施策体系図

I 訪問によるサービスを充実する

- 1 障害者給付審査会の運営**
- 2 自立支援法による訪問介護系サービス**
 - (1) 居宅介護
 - (2) 重度訪問介護
 - (3) 行動援護
 - (4) 重度障害者等包括支援
 - (5) 生活サポート
- 3 その他の訪問によるサービス**
 - (1) 難病患者へのホームヘルパー派遣
 - (2) 訪問入浴サービス
 - (3) 重度脳性まひ者の介護
 - (4) 出張調髪
- 4 短期入所**
 - (1) ショートステイ
 - (2) 緊急一時保護
 - (3) 日中一時支援事業

II 日中活動の場を再編・整備する

- 1 通所施設の事業再編**
 - (1) 民間活力の導入
 - (2) 区立通所施設の事業移行
 - (3) 重症心身障害者通所事業の整備
 - (4) 法外作業所の事業移行
- 2 日中活動の場の整備**
 - (1) 民間事業者の誘致
 - (2) 障害者地域生活支援センターの整備
 - (3) 入所施設の地域利用
 - (4) 白百合荘の改修（改築）
- 3 その他の日中活動**
 - (1) 社会適応訓練
 - (2) デイケア
- 4 障害者自立支援法の事業内容と見込み量**
 - 生活介護
 - 療養介護
 - 自立訓練（機能訓練、生活訓練）
 - 就労移行支援
 - 就労継続支援（A型、B型）
 - 地域活動支援センター
 - 更生訓練費給付事業

III 入所(入院)者の地域移行を進める

- 1 入所施設から地域生活へ**
- 2 社会的入院者の退院促進**
 - (1) 退院促進事業の実施
 - (2) 退院促進の連携体制の整備

IV 居住の場を整備する

- 1 共同生活への支援**
 - (1) グループホーム・ケアホームの整備
 - (2) 区立生活寮の改築
- 2 居住の場の拡大**
 - (1) 居住支援
 - (2) 公営住宅の提供
 - (3) 住宅改修

V 地域生活と社会参加を支援する その1

- 1 相談支援**
 - (1) 障害者地域生活支援センター
 - (2) 総合福祉事務所
 - (3) 保健相談所
 - (4) 成年後見制度の普及
 - (5) 地域自立支援協議会
- 2 コミュニケーション支援**
 - (1) 手話通訳者派遣
 - (2) 要約筆記者権派遣
 - (3) 手話奉仕員養成講座
 - (4) 福祉電話の設置・料金助成
- 3 IT支援**
 - (1) 障害者パソコン教室
 - (2) 障害者IT支援者養成講座
- 4 移動支援**
 - (1) 個別移動支援
 - (2) 移送サービス
 - (3) 自動車運転免許取得・改造助成
- 5 補装具・日常生活用具等**
 - (1) 補装具費の支給
 - (2) 日常生活用具の給付
 - (3) 紙おむつの支給
 - (4) 重度身体障害者等緊急通報システム
 - (5) 火災通報システム

V 地域生活と社会参加を支援する その2

- 6 生涯学習**
 - (1) 青年学級・各種講座の充実
 - (2) スポーツの振興
 - (3) 図書館
- 7 文化活動**
 - (1) 文化交流事業
 - (2) 障害者活動の場の提供
 - (3) 福祉連携緑化事業
- 8 防災**
 - (1) 地域での救助態勢整備
 - (2) 災害要援護者に関する情報活用
 - (3) 防災訓練・講習会
 - (4) 防災情報伝達手段
 - (5) 災害時医療救護体制の整備

VI 障害者就労を促進する

1 就労支援ネットワークの構築

- (1) 就労支援ネットワーク会議の開催
- (2) 生活支援の充実
- (3) 就労支援セミナーの開催

2 障害特性に応じた支援

- (1) 精神障害者等の雇用促進
- (2) 職業準備訓練の充実
- (3) 職業定着支援員の派遣
- (4) 在宅就労の支援
- (5) 多様な雇用形態への取り組み
- (6) 一般就労への移行促進

3 練馬区障害者就労促進協会の強化

- (1) 練馬区障害者就労促進協会の運営支援
- (1) 練馬区障害者就労促進協会の役割の見直し

4 工賃増額の取り組み

- (1) 工賃増額の取り組み
- (2) 就労の場の拡大

5 生活基盤の安定

- (1) 公的年金・各種手当
- (2) 施設入所者就職支度金給付事業

VII 障害者医療制度と地域医療制度を普及させる

1 障害者医療制度の普及

- (1) 自立支援医療
- (2) 心身障害者医療費助成
- (3) 小児慢性疾患の医療費助成
- (4) 入院資金の貸付制度
- (5) 難病医療費等助成制度等

2 地域医療システムの推進

- (1) かかりつけ医の普及
- (2) 心身障害者(児)歯科診療事業
- (3) 在宅重症心身障害児(者)訪問看護指導事業
- (4) 高次脳機能障害の相談
- (5) リハビリ相談
- (6) 保健医療相談

VIII 福祉のまちづくりを進める

1 ともに住む空間づくり

- (1) 歩道や交差点の整備
- (2) 公園の整備
- (3) 駅のバリアフリー化と移動システム
- (4) 放置自転車対策
- (5) 施設のバリアフリー化
- (6) 建物運用マニュアル

2 ともに理解を深める“気づき”のネットワークづくり

- (1) 情報のバリアフリー
- (2) 商店街の取り組み
- (3) 障害理解

3 基本的な姿勢<共感・協働>の取り組み

- (1) 福祉のまちづくり200人モニター
- (2) 区民との協働

IX 障害のある子どもを支援する

1 早期発見と早期療育

- (1) 妊婦・乳幼児健診
- (2) 健診のフォロー
- (3) 心身障害者福祉センター

2 障害児保育と民間活動支援

- (1) 保育園
- (2) 幼稚園
- (3) 幼児教室・放課後活動
- (4) 学童クラブ

3 特別支援教育の実施

- (1) 特別支援教育
- (2) 心身障害学級
- (3) 学習環境の整備
- (4) 特別支援教育への転換
- (5) 教員研修の推進

4 障害児支援機関の連携

- (1) 障害児支援ネットワーク会議

X 施策を推進するために

1 地域福祉活動の推進

- (1) 地域福祉パワーアップカレッジ事業の実施
- (2) 地域福祉入門セミナー
- (3) 地域福祉協働提案制度
- (4) NPO活動支援センター
- (5) NPOなどの団体との協働の推進と支援
- (6) 家族会等支援

2 サービスの質の向上

- (1) 第三者評価等の推進
- (2) 障害福祉サービス従業者の研修
- (3) 保健福祉サービスの苦情調整

3 計画推進体制の構築

- (1) 地域自立支援協議会（再掲）
- (2) 地域精神保健福祉連絡協議会
- (3) 地域精神保健福祉関係者連絡会
- (4) 障害者福祉連絡懇談会